

# 三重県部活動ガイドライン（中間案）に対する意見募集でいただいたご意見と県の考え方

対応区分	① 反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
	② 反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
	③ 参考にする	最終案や今後の取組の参考にさせていただくもの。
	④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの。	
	⑤ その他(①～④に該当しないもの)	

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
1	全般	<p>現在、公立学校が直面している、部活動のさまざまな課題について、多角的に幅広くとらえるとともに、その解決方を具体的に示すべきだと考える。部活動は、生徒の心身の健全育成のためにあり、過度な負担を生徒に強いるようでは、その目的は達成されない。</p> <p>小規模な中学校においては、顧問教員の数も少なく、部活の種類が限られており、生徒は自分のやりたい種目があるわけではない。また、部員不足で大会等に出場できなくなり、廃部になるケースもある。さらに、顧問である教職員全てが、その競技の専門的知識・技能を身に付けているわけではなく、未経験の競技を任せられ、個々人の情熱と創意工夫だけで部活動を運営している現状もある。</p> <p>教員の働き方改革の視点を踏まえた部活動の在り方や、方向性についても明らかにすべきと考える。土日の大会運営や各競技専門部の役割等を担い、生徒以上に教員が疲れてしまっており、教員の本業である授業づくり、仲間づくりにも支障をきたしている場合もある。</p> <p>また、「外部指導者」「部活動指導員」等の制度を行政が責任を持って構築し、持続可能な活動となるよう、さらなる人的配置はもちろんであるが、部活動の課題解決に向けた方策が実効あるものとなるよう、これまで以上に必要な条件整備についても、しっかりと記載すべきだと考える。</p> <p>休養日を設定したとしても、抜け道はたくさんある。例えば土日2日も練習しても、日曜日だけ保護者が社会体育でやっているというふうにし、顧問もしっかりいる場合もある。選手は参加は自由であるが、人間関係もあり、参加せざるをえないといったこともある。日曜日はスポ少と称して、参加している選手は全員が部活の選手で、他校や他クラブの選手にまで呼びかけていない場合もある。休養日設定の日に、場所をかえてこっそり行う場合もある。</p> <p>そのような現状もふまえ、解決策を示すべきである。</p>	10	③	<p>学校における部活動は、学校の組織体制、特色、生徒の実態等を踏まえて、主体的に取り組まれるものであり、「三重県部活動ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)は、教育活動の一環として行われる部活動を通して、生徒の健やかな成長と指導者である教員の負担軽減の実現に向けた指針となるものです。</p> <p>部活動は生徒の心身の健全な発達等を目指していますが、生徒や保護者の部活動に対するニーズが多様化しています。各学校では、学校や地域の実態に応じて計画的に行われますが、県のガイドラインは県全般に係わることを記載しており、個々の事例については地域性があることから、各市町が作成するガイドライン等に盛り込むよう、市町に働きかけていきます。</p> <p>学校では、部活動に取り組むことで、生徒の健康・安全面や顧問教員の負担だけでなく、多様な課題が表出することが考えられます。課題解決に向けては、学校だけでなく家庭・地域との連携も大切であり、学校では組織体制等を踏まえ、適切な部活動に向けた運営方針を策定および見直すとともに、その運営方針について家庭・地域とも共通理解を図ることが大切であると考えます。</p> <p>部活動の在り方や方向性は、今後変化していくものと思われれます。本県では、総合型スポーツクラブなどの設置状況に地域差が大きいことから、現在の状況がしばらく続く想定したうえでガイドラインを作成していますが、県全体の部活動の状況等をみながら、必要に応じて協議していきたいと考えています。</p> <p>課題の解決方策については、部活動顧問対象の研修会を開催し、限られた時間内で効果的・効率的に活動するための指導方法についても研修しています。</p> <p>また、研修会前には、顧問としての不安・悩みや指導方法の工夫について事前に聞き取り、研修会当日、講師から回答していただいたり、参加者同士の研究協議等情報交換を行っています。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
2	全般	<p>運動部については、日本中学校体育連盟に対する大会運営の見直しの視点を入れるべきではないか。また、合わせて県や市町村の中学校体育連盟等との大会運営についても協議していく必要があるのではないかと考えます。各種競技団体、協会等の事情があり、それが抜け道となる可能性がある。本気で取り組むなら、一切の事情関係なく、部活動一切無しの日を月に複数回設けるという考えもある。</p> <p>全国大会・東海大会・県大会などの大会をめざして、子どもたちも指導者も練習にとりこんでいるのが実態なので、この大会そのものの規模や運営を変えない限り、休養日や活動計画だけ変えても結局はあまり意味がない。</p> <p>部活動を社会体育に移行し、そこに教員が関わるといふ方向じゃないと本質的なものは変えられない。</p> <p>などが考えられる。</p>	2	①	<p>大会運営の見直しについては、関係団体等と連携し、大会の全体像をつかんでいくことが大切であると考えます。そのうえで、必要に応じた見直しを進めることとなります。</p> <p>ガイドラインの「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(2)参加大会等の精選」において、「県教育委員会では、市町教育委員会や学校体育連盟と連携し、学校が参加する大会等の全体像を把握し、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会の開催時期や運営等の検討を関係競技団体へ要請していきます。」と記載しました。</p>
3	全般	<p>中教審が部活指導の義務は教員には無く、また、部活動は校長の責任で設置したものであることを認めた。現在、実質的に教員に対して部活動指導の強制が行われている。部活動指導を行えば時間外勤務は不可避であり、限定4項目以外は時間外労働を命じてはならない教員に対して、時間外労働を伴う部活動の指導を命ずることは違法(これは「包括的職務命令」に当たるもの)である。部活動指導の強制は、直ちにやめてほしい。コンプライアンスの観点からも、部活動指導をする・しないという意思を全教員に確認し、その意思に基づいた部活動の設置を行う義務が雇用主にはある。なお、「最初から部活動指導があることを知って教員になったのだろう。」とは言わせません。限定4項目も労働基準法もあるうえで、教員を雇用しているのだから。</p>	1	③	<p>部活動指導は、生徒の自主性を尊重しつつ、スポーツや文化、芸術活動に親しむとともに、責任感、連帯感の涵養に資する大切な活動としての教育的側面や、生徒の活動の様子を観察することで、生徒の状況を把握することができます。</p> <p>学校において部活動を運営することは、法令上の義務とはされていませんが、現状は、教員が顧問として指導に携わっています。</p> <p>顧問教員の配置については、生徒の部活動の充実や顧問教員の負担軽減の観点から、教員の専門性や校務分掌の状況等、学校の実態を踏まえ、校内での検討を経て、適切に配置することが望まれます。ご指摘のとおり、勤務時間外の部活動指導については、職務として命じることはできません。今後、教員の部活動への関わり方や地域のスポーツ指導者の活用等について、国の動向を注視しながら、市町教育委員会や校長会等の意見も聞いていきます。</p>
4	全般	<p>文部科学省が12月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を通知している。</p> <p>このなかには、「学校による合同部活動や総合型地域スポーツクラブとの連携」「入試における部活動に対する評価の在り方の見直し」「将来的には…部活動を学校単位の取り組みから地域単位の取組にし、学校以外が担うことも検討」など、三重県としても今後どのように取り組んでいくか、議論が必要な重要な事項が示されている。これら教員の働き方改革の視点をふまえた部活動のあり方や方向性について、明らかにすべきである。</p>	1	③	<p>当ガイドラインは、部活動が学校教育の一環として、引き続き行われることを前提にまとめられています。</p> <p>文部科学省よりまとめられた「学校における働き方改革に関する緊急対策」では、学校・教師等の業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策等が示されています。</p> <p>部活動の在り方や方向性は、今後変化していくものと思われます。本県では、総合型スポーツクラブなどの設置状況に地域差が大きいことから、現在の状況がしばらく続く想定したうえでガイドラインを作成していますが、県全体の部活動の状況等をみながら、必要に応じて協議していきたいと考えています。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
5	全 般	部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われるものであるということが、学習指導要領には記載されています。ところが、実際に県下には、部活動加入を強いる中学校・高等学校があります。これは学習指導要領違反です。	1	③	<p>学習指導要領には、部活動について、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であると記載されています。</p> <p>部活動は、子どもたちが学級や学年をこえて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通して、達成感や充実感が得られるなど、生徒の成長に大きく資するもので、生涯にわたって、心と体の健全な成長や、スポーツ・文化に親しむことにつながるなど、生徒が将来、豊かな生活を営んでいく上で大きな財産になるものと考えています。</p> <p>部活動への加入については、学校が部活動の意義を踏まえつつ、生徒・保護者のニーズも考慮しながら、子どもたちの成長につなげられるよう、学校の教育目標等を踏まえて主体的に検討していくことが望ましいと考えます。</p>
6	全 般	<p>国内競技力の向上について、中学国際大会において外国と比べると、部活動がある日本は、基礎技術が確かであることが分かる。部活動を学校から切り離す世論もあるが、日本の規模において競技力を低下させないためにも部活動の存在は大きい。</p> <p>今後、部活動を外部へということも考えられるが、学校でやっているからこそ経済格差の影響なく誰もが参加できていることを大切にしてほしい。</p>	1	②	<p>学校の部活動により、この国の競技力が支えられているところは大きいと考えます。しかし、部活動は、競技力の向上だけでなく、生徒が学級や学年をこえて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、友情、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通して、達成感や充実感が得られるなど、生徒の成長に大きく資する活動であると考えます。</p> <p>学校には、こうした部活動の意義を十分に踏まえ、技術的な指導だけでなく、様々な教育的効果の観点も大切にしながら、子どもたちの成長につなげていく役割があります。</p> <p>当ガイドラインは、部活動が学校教育の一環として行われることを前提に取りまとめています。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
7	全 般	<p>時間外労働(勤務時間縮減)について、部活動ばかりに眼が行き過ぎではないか。勤務時間内であっても、教員としてやるべきこと以外の雑務が多い。給食の会計や行政他外郭団体からの事業依頼や作品募集、内容が重なる会議、生徒指導上意義のある子どもと直接関わることのできる部活動を縮減し、子どもとの関わりを減らす雑務が増えていることにも気付いてほしい。同じ過重状況であっても、部活動は教員と生徒が直接触れ合う分、他の過重要因とは性格が異なる。</p> <p>学習指導要領における部活動の位置づけはわかるが、まずは教員の「働き方の見直し」、そのあと部活動の指導という順番で考えるべきである。ほんのわずかな額の教職調整額制度があるとはいえ、いくら働いてもその分の残業代が出ない今の仕組みは問題だ。(三重県だけの問題ではないが。)タイムカードなどでしっかりと勤務時間を把握し、残業手当を出せる仕組みを早急に整える必要がある。授業とその準備の他に校務分掌がある。分掌にもよるが、かなり負担があるところもある。進路等、生徒の将来に直結するような内容のものもあり、直接的に部活動などより重要といえる。部活動に熱心な教員のなかには、部活動が大変であるという理由で、大変な校務分掌を回避していることも多くある。その分、他の教員がその分掌を受け持っている。加えて、部活動に熱心な教員から部活動指導への参加を強要されることも多く、授業に支障が出ている教員がいる。教員に対して、部活動に関するアンケートをすることを提案する。</p>	5	③	<p>文部科学省によりまとめられた「学校における働き方改革に関する緊急対策」では、学校・教師等の業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策等が示されています。</p> <p>学校業務の役割分担等については、学校の実態等を踏まえて適切に配置されるものであると考えます。業務の適正化について、県としても、国の動向を注視しつつ、引き続き、取り組んでいきます。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
8	全 般	<p>全般的にガイドラインの方向性は、正しいと思う。しかし、現実には不適切な部活動により、生徒の尊厳が失われ傷ついているのが現状で、かかわる教員も日々の多忙さから傷ついている。</p> <p>部活動における体育会系のシステムは、全体主義的で個人よりも部活動が重視されている。組織の運営として、社会生活にとっても必要な方向かもしれないが、基本的な人権意識から考えると大きな疑問と課題があると思う。</p> <p>ガイドラインには、「児童生徒の基本的な人権を擁護する立場と理解させ考える視点」があるとよいと思う。基本的な人権意識の尊重については、指導者の意識改革に課題があり、重要なポイントと思われる。ガイドラインは、指導者の立場から考えられるものだが、生徒個人を尊重する考えも導入しなければならないと思います。</p> <p>体罰や行き過ぎた指導、よかれと思った指導も指導者自身が組織を優先される指導のもとで育成され、個人を一人ひとりを大事にする指導をしてこない経験を持っている。断定はできないが大きな傾向がある。</p> <p>私自身も経験があるが、指導は何事も緩めすぎるとタガが外れてしまい、締めすぎてもいけない。その加減が難しいと実感している。締めれば表面は従うが、内面は分からない。緩めるとわがままになるが、分かりやすくなる。</p>	1	①	<p>学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢集団での活動を通じて、他者との関わり方を学ぶことのできる活動です。その活動では、ご指摘いただいたように生徒も指導者も、ひとり一人の違いを認め合いながら、互いに切磋琢磨し成長していくことが大切であると考えます。</p> <p>そこで、人間性や人格の尊厳に係る内容については、「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(6)体罰等の行き過ぎた指導の根絶」のなかで、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の記載を加筆しました。</p> <p>これらの内容については、指導者と生徒の間によるものだけでなく、生徒間でも同様です。</p>
9	全 般	<p>部活動に参加することによって、さまざまな経験ができる。自校の生徒だけではなく、他校の生徒、保護者、地域の方々、スタッフなど普段関わらない世代とのコミュニケーションの取り方、同じ競技を行う者と切磋琢磨することによる競技力の向上、体力の向上、技術力の向上など得られるものは非常に多い。しかし、結果的に得られるものではなく、あらかじめ何を目標してどのような活動をするのかを計画的に行う必要があると思う。今まではこうやってきたからではなく、生徒が入部を決める前に、新年度の顧問が部活動の運営方針を改めて見つめ直し、スケジュールを組み、生徒、保護者、学校、地域に知らせる必要がある。</p>	1	②	<p>部活動は、競技力の向上だけではなく、生徒が学級や学年を越えて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、友情、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通して、達成感や充実感が得られるなど、生徒の成長に大きく資するものであると考えます。</p> <p>ガイドラインには、ご指摘のとおり、部活動の意義の具現化に向け、まず校内で部活動の在り方(運営方針)について共通理解を図り、その運営方針を家庭・地域とも共有し、適切な部活動運営に向けた取組を推進していただくよう示しています。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
10	全 般	部活動は、生徒にとっての生活面や精神面での成長にとっても有益であると感じる。また、子ども、教師ともに『負担感』を感じる人もいれば、同じ活動でも負担感を感じず活動できる人もいると思う。感じ方に差があることを踏まえ、休みの取り方、活動制限の仕方に幅を持たせたらよいと思う。各学校の状況に応じ、各学校の意向を重視してもよいのではと感じる。もちろん、行き過ぎた活動にはせず、教師、生徒、保護者が納得できるような活動になればと願う。	1	②	部活動の休養日や活動時間については、部活動における生徒の健全な成長と教員の負担軽減等のバランスに配慮しながら設定しています。 休みの取り方等については、部の活動内容(活動時期等)によっても違うことが考えられます。このため、各学校の実情に合わせ、休養日を設定するようにしています。ガイドラインに基づき、学校で部活動の在り方(運営方針)を作成し、指導者で共通理解を図るよう記載しています。また、その運営方針や活動計画を家庭・地域とも共有し、適切な部活動運営に向けた取組を推進していただくよう示しています。
11	全 般	メディアや世間の意見や風潮に影響を受けることについて仕方がないことだとは思いますが、それに流されて、教育現場を混乱させるガイドラインとならないようにしていただきたい。	1	③	生徒の健全な育成や教員の負担軽減等の観点から、休養日や活動時間の設定等、適切な部活動運営への見直しを図る動きは、現在、国においても行われていますが、県でも、さまざまな立場の方のご意見を伺いながら、ガイドラインを策定しました。
12	全 般	中間案には、公立中学校や県立高等学校に関する記載がたくさん盛り込まれていますが、私立学校については述べられていない。 公立学校だけを対象にガイドラインを制定することには反対である。 昨今、高等学校の部活動で全国大会等に出場するのは、人気のある競技や種目を中心に、私立高等学校に偏る傾向が全国的に強まってきていると思われる。県内の中学校から、活発な部活動を求めて、県内外の私立高等学校に進学する子どもたちが多くいると聞く。少子化等の影響により、県立高等学校では学級減や統廃合が進んでいる。ガイドラインを公立学校だけを対象に策定すれば、私立学校だけがガイドラインによらずに、より活発に部活動ができるようになる。 策定するのなら、公立・私立との区別を設けずに策定すべきである。	1	③	ガイドライン策定にあたり、所管する県立学校と、市町教育委員会との連携から市町教育委員会が所管する公立中学校についての内容としました。 私立学校については、運営組織が各学校によって違い、その教育方針等にも独自性があります。 今後、県が策定するガイドラインについては、関係課と連携し、各私立学校へ示すとともに、学校法人等の設置者においても、部活動の在り方について検討いただくよう働きかけます。 国からは、「学校法人等の学校設置者は、都道府県の方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。」と通知されています。

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
13	全 般	<p>部活動ガイドラインとされているが、記載が生徒の体力・運動能力など、運動部活動には直接かかわるが、文化部には間接的な内容に偏り、文化部も含めた部活動ガイドラインとなりえていない。</p> <p>根拠資料も部活動時間や教員の時間外労働などの基礎的調査以外は運動部に関するものや、体力・運動能力に特化したもの(例えば「運動部活動を担当する教員の競技経験」の調査資料はあっても文化部に関する同様の資料は示されていない)となっており、客観的資料をもとに作成されたガイドラインとは評価できない。</p> <p>文化部に関する資料の存在が少ないことは理解できるが、そのような状況にも関わらず、文化部も含めたガイドラインを作成しようとしているところに矛盾がある。どうしても現時点で作成する必要があるなら、まずは運動部に特化したガイドラインを作成し、文化部に関わる資料をせめて県内の状況だけでも整えたうえで文化部も含めたガイドラインをあらためて作成すべきである。</p>	1	③	<p>ガイドラインの内容を検討するにあたって、運動部活動に係る資料が中心となっていますが、県として文化部活動も含め、学校で行われる部活動について、適切な活動に向けた取組等を示しています。</p> <p>平成29年12月に文部科学大臣決定として、「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出され、そのなかで「文化部活動に関しても運動部活動と同様にその在り方等について検討する必要があることから、ガイドラインを作成する等必要な取組を行う。」としています。県として、国の動向に注視しつつ、必要に応じて、部活動とその指導の在り方について見直していくよう考えています。</p>
14	全 般	<p>子どもたちにとって、部活動の時間は大切だと思うが、顧問教員の家族としては、残業が毎月120時間を超えており、本人の体調や精神状態が心配である。通勤や遠征等の行き帰りに事故を起こしてしまわないか、常に気をもんでいる。</p> <p>顧問教員には、自身の子どもの相手をする余裕は、ほとんどありません。子どもたちを学校・家庭・地域で守り育てていくのだとしたら、教員の子どもにも同じ環境が必要だと考える。</p> <p>子どもたちのことを最優先に考えて教育することに、家族の者として支えたいと思うが、現在の多くの部活動は限度を超えていると思う。土日返上で部活動を指導したいという教員がいることも聞く。そのような教員とそうでない教員を分けて顧問とすることはできないのか。教員の心身の安定のために、部活動の軽減を願う。</p>	1	②	<p>部活動は教育課程外の活動ですが、学校教育活動の一環として行い、思考力、判断力、表現力等の育成や人間関係の大切さを学ぶことができる活動です。</p> <p>ガイドライン(中間案)では、部活動の意義の具現化に向け、参加する生徒にとっても、指導する顧問教員にとっても、健全な成長や負担軽減等の適切な活動の重要性を示しています。</p> <p>また、生徒の「健全な成長」と教員の「働き方の見直し」の視点も踏まえて、休養日と活動時間を設定しています。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
15	全 般	<p>部活動における顧問の負担について、県が把握する時間外労働時間の根拠は、自己申告の数字だと思う。基準時間を超え、産業医面接などを受けなければならなくなり、そのためさらに負担が増えるという今の制度では、正確に時間外労働時間の申告が行われているとは到底思えない。</p> <p>部活動を持っている教員の実態は平日19時まで、土曜4時間の部活動でも、月60時間を超える時間外労働時間になる。これに部活動後の授業準備や土日の練習試合などが加わると90時間位になるのが一般的な顧問をしている教員の実態で、強豪校はそれ以上に練習をしている。</p> <p>教員が実際の時間外労働時間を申告しやすい制度を整えていただきたい。</p> <p>通常の部活動指導以外にも顧問の負担は数多くあり、チーム登録・審判講習会・競技委員会等への出席・公式戦出場・練習試合・合宿等がある。</p>	1	③	<p>教員の時間外労働時間は、自己申告により把握しているのが現状です。</p> <p>教員自身が、負担が増えることを懸念し、正確に申告しないことが考えられるということですが、自身の心身の健康を守ることから、時間外労働時間の申告は適正に行っていたところだと思います。</p> <p>時間外労働時間の申告方法については、関係機関等の意見も伺いながら、必要に応じて検討していきたいと考えます。</p>
16	全 般	<p>ガイドラインの策定委員会のメンバーを見させていただいたところ、スポーツ科学に精通した方は、どれくらい入っているのか。</p> <p>ガイドラインが論文等に基づかない、ただの会議での決定事項のように思えてしまう。</p>	1	⑤	<p>今回、ガイドラインの策定にあたり、学識経験者、市町教育委員会・校長会・学校体育(文化)連盟・PTA等を代表して、13名の方に策定委員として協力いただきました。</p> <p>策定委員の方には、適切な部活動運営に向けて、学校現場の状況やスポーツ医・科学の観点から、さまざまなご意見をいただきました。</p>
17	1-(1) 部活動の意義	<p>「生徒の自主的・自発的な参加」が前提となっているが、何らかの部活動に必ず入らなければならないという規則やそういう雰囲気为学校現場に存在する。もう一度部活動の意義を学校現場で共有してほしい。</p>	1	③	<p>学習指導要領には、部活動について、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であると記載されています。</p> <p>部活動は、子どもたちが学級や学年をこえて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通して、達成感や充実感が得られるなど、生徒の成長に大きく資するもので、生涯にわたって、心と体の健全な成長や、スポーツ・文化に親しむことにつながるなど、生徒が将来、豊かな生活を営んでいく上で大きな財産になるものと考えています。</p> <p>部活動への加入については、学校が部活動の意義を踏まえつつ、生徒・保護者のニーズも考慮しながら、子どもたちの成長につなげられるよう、学校の教育目標等を踏まえて主体的に検討していくことが望ましいと考えます。</p>



番号	該当事項(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
18	1-(1) 部活動の意義	P1	生徒個人を大切に、大切にされる「基本的な人権意識」 明確な人権意識を認識させる重要性からも、自分たちの持つ人権が守られていることを明記していただきたい。 自主的自発的な活動であるべきものが、強制的な指導から、やらなければならないもので服従させられるものと変わっていく。 生徒たちは、その変化の中で自主的自発的考えが失われ、逆に精神的には悪い影響がある。	1	③	部活動は、子どもたちが学級や学年をこえて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通して、達成感や充実感が得られるなど、生徒の成長に大きく資するものです。 引き続き、部活動指導者研修会等において、部活動が教育的意義や効果を得られる活動となるよう、取組を進めていきます。
19	1-(2) 生徒の健全な成長と教員の働き方の見直しから見た現状と課題	P3	『教員の「働き方の見直し」の視点から』について、競技経験がないことが負担になっていることもあるが、部活動指導は生徒への指導、スケジュール管理、活動場所の確保、大会・コンクールへの申し込み、保護者への連絡等それぞれの部で異なった作業が多い。初めて顧問をする場合は戸惑うことも多い。引き継ぎを密に行う必要がある。	1	②	初めて部活動の指導者となる場合や異動等によりこれまでと違う部を指導するにあたっては、初任者研修ハンドブック(県教育委員会)等を参考に、引き継ぎ事務を密にすることは大切であると考えます。 ガイドライン(中間案)の4ページに記載しましたが、部活動の運営等については、校長が中心となり部の実態の把握・見直しを図る必要があります。事情により指導者が交代する場合は、その部の顧問となる指導者や部員である生徒にも配慮できるよう体制づくりが必要です。
20	1-(2) 生徒の健全な成長と教員の働き方の見直しから見た現状と課題	P3	部活指導の現場には、「生徒の成長に喜びを感じたり、他の顧問の熱心な指導に影響を受けたりして指導にあたることもある」とありますが、教員が充実感を高め、やりがいを感じ、その他の業務についても指針を持てるようになり、指導力を高めていく場所がそこにはあると思う。それを「負担感が増しているから改善を」とバサッと切られてしまうことは、教員の資質低下にもつながりかねないと危惧する。	1	③	教員は、学校・家庭・地域等でのさまざまな教育活動を通して指導力が培われていくと考えます。 学校は、ガイドラインの策定を機に、教育活動の一環としての部活動の適切な運営について見直すとともに、指導者の指導力向上に向け、取り組んでほしいと考えます。
21	1-(2) 生徒の健全な成長と教員の働き方の見直しから見た現状と課題	P3	大きな大会があれば、それを一つの目標にし、そこをめざして頑張ろうとするものである。そのことを否定してしまうことにつながらないよう、例えば、教員数の増加など定数改善を伴う部分からも考えていった方がよいのではないかと思います。その上で、時間ができたからといって余計に加熱するのを抑制するために、まさにガイドライン的なものとして機能すべき基準であったほうがよいように思う。	1	③	教員の定数については、法令により定められているところですが、部活動は地域人材活用により、指導者の充実を図ることは可能であると考えます。 ご指摘のように、生徒や指導者のモチベーションを大切に考えつつ、行き過ぎた活動とならないよう、指導計画・指導方法を見直すことが必要です。

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
22	1-(2) 生徒の健全な成長と教員の働き方の見直しからみた現状と課題	P2~3 生徒の健全な成長の視点から、適正な活動日や時間の設定などについて述べた部分であるが、根拠となる資料が「全国体力運動能力運動習慣等調査」、「スポーツ障害の予防」であり、文化部活動での体力面での影響や精神面での部活動の影響を述べるにはあまりにも根拠に乏しい。体力や運動能力等と文化部活動の関連を示す資料が必要である。特に、2ページ17行目「しかしながら～必要でしょう」では、前半部分がスポーツ障害についての記載に特化された内容になっており、部活動を包括的に述べたものとはなりえない。	1	③	ガイドラインの内容を検討するにあたり、運動部活動に係る資料が中心となっています。県として、文化部活動も含めた部活動について、適切な活動に向けた取組について示しました。 ガイドライン策定委員会において、文化部の指導に携わる委員より、活動状況等について意見が出され、参考にしています。 平成29年12月に文部科学大臣決定として、「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出され、そのなかで「文化部活動に関しても運動部活動と同様にその在り方等について検討する必要があることから、ガイドラインを作成する等必要な取組を行う。」としています。県として、国の動向に注視しつつ、必要に応じて、部活動とその指導の在り方について見直していくよう考えています。
23	1-(2) 生徒の健全な成長と教員の働き方の見直しからみた現状と課題 ② 教員の「働き方の見直し」の視点から	P3~4 この問題は校長のリーダーシップでどうにかなるものではなく、根本的かつ具体的な部活動の在り方や方向性について明らかにすべきである。 例えば、 ○教員の部活動指導を任意制にすべきであるとする。 ○全県、勤務時間を超えて部活動終了時刻が設定されていることが既に問題であり、県として指導すべきである。 ○スポーツ等に関する専門的な知識のない顧問が多く指導にあっている。短期間で担当がかわる教員もいる。教員に、そのような専門的知識の習得を課すのか。また、子どもたちが協会の大会に出られるために、教員が自費で審判の資格を半強制的に取らされているという現状がある。これについても予算化するべきである。 ○部活動は「学校教育が目指す資質・能力の育成に資する」ものであるべきである。一競技の競技力向上に力を入れ過ぎるとバランスを欠いてしまう。 「部活動指導は希望する教員のみで行う」「他の先進的な市に学び、地域人材であっても大会引率できるシステムを構築する(≡教員も地域人材も確保できない場合、該当の部を継続する必要はない)」とすることをガイドラインに明記するべきである。	2	③	中学校及び高等学校の学習指導要領では、部活動は教育課程外の活動ですが、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意することとあります。 学校で部活動を設置・運営することは法令上の義務はありませんが、部活動には、子どもたちが学級や学年を越えて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、一体感を培うとともに、切磋琢磨することを通して、達成感や充実感が得られるなど、生徒の成長に大きく資するものであり、各学校で主体的に取り組まれています。 文部科学省よりまとめられた「学校における働き方改革に関する緊急対策」では、学校・教師等の業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策等が示されており、このなかでは部活動指導に係る課題等が示されているところです。 県としては、これらの事項について、ガイドラインとは別に検討課題とし、国の動向に注視しながら、関係機関等と連携し取り組んでいきます。
24	1-(3) 事故防止	P4 5~6行目に、文化部活動における身体への影響について述べた部分があるが、根拠資料が全くないため、ただの一般論、あるいは記載者の主観的な意見に過ぎなくなっている。	1	①	ガイドライン(中間案)の4ページ「1 学校教育の一環としての部活動」の「(3)事故防止」に、「文化部活動においても、活動時期や場所、長時間に及ぶ活動によって身体に異変が生じるなどの事故が起こる場合も考えられます。」と示していましたが、削除させていただきました。

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
25	2-(1) 適切な活動計画の作成と共通理解	P6 計画は必要だと感じるが、それはいつ作るのか。 極端な言い方であるが、今、(世間の?)皆が会議や書類作成をひとつでも削る努力をしているように思う。計画作成や、その他の細かい取り決めを作成するために時間が必要になる。計画は大事であるため、その分それらをするための時間の確保を管理者はする必要があるように感じる。	1	③	部活動の運営にあたっては、学校と家庭が活動計画を共有することが重要であることから、家庭と連携を密にすることが大切です。 ガイドラインの目的の一つに、教員の負担軽減があります。学校における適切な部活動運営等を通じて、負担軽減を図りつつ、活動計画立案などの取組を進めていただきたいと思います。
26	2-(1) 適切な活動計画の作成と共通理解	P6 年間計画等の活動計画を立て、指導者・生徒・保護者の間で共通理解を持ちながら部活動を行うことは大切だと思う。 また、スポーツ医科学の視点を取り入れることもこれからの指導には必要ではないかと思う。	1	②	ガイドライン(中間案)の6ページ「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(1)適切な活動計画の作成と共通理解」に、「指導計画等を立てるにあたって、大学や研究機関等での科学的な研究や科学的根拠等から得られたスポーツ医・科学の視点を取り入れることも必要です。」と記載しており、引き続き、ガイドラインへこのことの大切さについて記載しているところです。 学校では、部活動におけるPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルにより、継続的な改善を図り、適切な部活動運営に活かしてほしいと考えます。
27	2-(2) 参加大会等の精選	P7 負担感の増大は、完全週休2日制になって以降の、大会等公式戦の増加によるところが大きいと考える。中間案では、「各学校が出場大会等を精選すること」とあるが、増えすぎた大会を大胆に減らしていくという観点が不可欠ではないか。 現段階では中体連(高体連)の大会のシードを他大会で決められているという現状があり、この点についても考える必要がある。 中体連(高体連)組織と競技団体の関係の整理が必要である。 現状、大会に運営や審判で関わって参加する場合や、日程的に有効かつ現実的なところで折り合いをつけながら、計画的に参加している場合が大部分ではないか。なおかつ、そこから削っていくことの現実的な難しさをどうクリアにしていくのか。精選に対し、顧問教員だけの判断に委ねることは、対外的な関係から難しいと考える。	3	①	大会等の精選にあたっては、複数の大会によりシード権の確保等につながることもあり、学校だけの検討・判断で解決する課題ではないと考えます。 国では「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議(平成30年3月19日策定)」が行われ、検討会議のメンバーには、(公財)日本中学校体育連盟及び(公財)全国高等学校体育連盟に所属する委員が入り、話し合いが行われました。 ガイドラインの「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(2)参加大会等の精選」において、「学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会や校外での練習試合、合同練習会について精選することが必要です。県教育委員会では、市町教育委員会や学校体育連盟と連携し、学校が参加する大会等の全体像を把握し、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会の開催時期や運営等の検討を関係競技団体へ要請していきます。」と記載しました。

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
28	2-(2) 参加大会等の精選	P7  参加大会を精選することは、一定の意味はあると思うが、指導者の考えだけでこの大会には出ないと決めてしまうと、大会に出て頑張りたいと思っている生徒、活躍を見たいと考えている保護者の機会を減らしてしまうことにつながるため、十分な説明を行ったうえで、理解を得て行うよう注意すべきだと思う。	1	①	参加大会等については、活動計画に反映されるものであり、活動計画は家庭と共有することが大切です。 参加大会等の精選にあたっては、精選理由等について生徒・保護者の理解を得ることが必要であると考えます。 ガイドライン(最終案)での当該箇所は、「学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会や校外での練習試合、合同練習会について精選することが必要です。」という記載にしました。
29	2-(3) 休養日・活動時間の設定	P7~ 8  ここに書かれている指針は、ごく常識的な設定であるし、実行されることが理想であると考え。しかしながら、なかなか指針通りに実行されない現実がある。「上達したい(させたい)」「大会で勝ちたい(勝たせたい)」という思いを抑え、活動に制限をかけることはとても難しい。この現実に歯止めをかけるには、ある一定ラインを決め、みんなで守ることが必要だと考える。ここで示された「ガイドライン」が守られるような強い働きかけが必要であり、指導の徹底をお願いしたい。 部活はしろ、学力向上のための対策を実行しろ、〇〇をしろ、…と現場の教員は疲弊する一方である。心の病を発症し、そのしわ寄せが残った教員にいき、さらに疲弊していく。この悪循環を断って欲しい。	2	③	学校は、このガイドラインに基づき、日常の活動を見直すことが重要です。 ガイドラインには強制力はありませんが、生徒の健全な成長と教員の負担軽減に向け、適切に部活動を運営していくための指針としていただきたいと思います。 学校がガイドラインを適正に運用するための手立てとしては、市町教育委員会・校長会にガイドラインの内容について説明し、適切に部活動が運営されるよう取組推進を依頼するとともに、部活動指導者研修会等において、直接、顧問教員等へ指導・助言します。 また、県は既存の実態調査等において、各学校の現状を把握していきます。
30	2-(3) 休養日・活動時間の設定	P7~ 8  基本的に、ガイドラインの作成には賛成である。休養日を設けたり、練習時間の短縮にも反対ではない。しかし、このように部活動に対するガイドラインを作成して、活動を制限していく(見直していく)一方で、「国体に向けて選手強化」や「インターハイに向けて強化」等ということもあり、とても矛盾を感じることもある。三重県を強くするためにしっかり発掘、育成、強化をしなさい、でも、練習は少なくしなさい、と言われているわけである。 公式大会へ参加するためにも、練習試合は必要と思われるため、週休日等の活動で4時間以内では練習試合ができないのではないかと。この点について配慮してほしい。 平日は、特に冬季は2時間も練習ができていない。せいぜい20~30分なのが実態である。日没時刻を基準としている以上、当たり前のように2時間以内にとどまっている。学校現場としては、これを改めて謳う必要があるのか、いささか違和感がある。	4	②	本県では、「みえのスポーツイヤー」として、来る本県開催の大規模スポーツ大会を、元気な三重を創り上げていくための絶好の機会と捉え、取組を推進しているところです。 適切な部活動の運営により、生徒の取組への興味・関心を高めることは、生徒が生涯を通じてスポーツや文化・芸術活動を継続する力になるとともに、競技力等の向上にもつながると考えます。 県としては、生徒や指導者の「頑張りたい・勝たせてあげたい」等というモチベーションも大切にしたいと考えています。 大会準備期等において、練習試合等の取組も考えられます。そのような場合には、事前に活動計画により校長の承認を得るとともに、保護者の理解を得て活動することが可能と考えます。

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
31	2-(3) 休養日・活動時間の設定	<p>部活動に休養日を設けること自体に異論はない。より部活動の意義に対するりかいをふかめることは、意義深いと考える。また、働き方改革も言われているなかで、状況改善に向けた取組がなされようとしていることは重要であると考える。</p> <p>【高等学校】(土曜日又は日曜日の1日とする)という表記を入れることには反対です。なぜなら、特に高等学校においては、特色ある部活動に魅力を感じて入学した生徒がいること、国体等に向けた少年種別の強化拠点として位置づけられている強化指定運動部もあり、部活動の捉え方が異なる状況のなか、8ページに「&lt;週休日に休養日を設定できない場合の対応例&gt;があるとはいえ、結果的に現場には、やりにくさを与えてしまうことになるからである。一生懸命に部活動指導されている方の気持ちを考えると、少し寂しい気持ちになる。</p> <p>練習の頻度等は、目安として示すものであり、活動状況に合わせ、「…するのが望ましい」など、弾力的な運用も可能なものとなるようにしていただきたいと考える。</p> <p>部活動は取り組む内容や大会等により、そのアプローチの仕方はそれぞれに異なるため、ガイドラインも現場の実情を踏まえたものであることが重要である。</p> <p>結論として表記は、「(週休日の活動は容認しつつ)1週間のうち、必ず1日は休養日を設定する」だけに留めておいたほうが、ガイドラインが有効に働くと考えられる。</p>	5	③	<p>ガイドラインに示す、「休養日・活動時間」については、スポーツ障害の防止等の生徒の健全な成長や、時間外労働時間の縮減等の顧問教員の負担軽減の観点から、週休日を休養日として設定しています。</p> <p>休養日等の設定を検討するにあたっては、各競技(活動内容)によって多様な活動状況にあることも考慮しました。</p> <p>特に、高等学校では、特色ある学校づくりに部活動を位置付けているところもあります。また、強化指定部等は、校外での活動が多くなるため、週休日に活動することが多くなることも考えられます。そのような場合、校長に事前承認を得るとともに、別日を休養日に充てることで、週休日の活動は可能になると考えます。</p> <p>ガイドラインにおける「休養日・活動時間」については、国の動向も注視し、さまざまなご意見を伺い設定しました。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
32	2-(3) 休養日・活動時間の設定	P7~ 8 <p>休養日の設定は必要であると思うが、土日のうちどちらか1日 というような記載をすると、競技特性、チーム事情等から振り替えて平日等に休養日を設定している部活動への理解が得られにくくなり、かえって指導者の負担につながってしまう可能性が考えられるため、記載の方法には考慮していただきたいと思う。</p> <p>また、中学校の部活動において、週2日を休養日とする事は、活動時間が十分に取れる夏季等では良いかもしれないが、下校時間が早くなる冬季では、ほとんど活動時間が取れない日が多くなり、その上週2日、うち1日を土日としてしまうと活動時間がかなり限られてしまい、頑張りたい生徒の気持ちを折ってしまうことにつながってしまう可能性があるのではないと思われる。</p> <p>学校によって休養日の実施がバラバラでは、保護者の不安をあおることになってしまう。学校差なく実施されるようにしてもらいたい。</p> <p>また、活動時間の設定については、各部活の特性上、準備・片づけに時間がかかってしまうもの、技術要素が大きく、どうしても長時間の練習を要するものなどさまざまであると思うので、柔軟に対応できるようにする必要があると思う。校長の承認がもらえない場合、短い時間で必要な活動を無理に詰め込むことになり、けがやトラブルの原因につながると思われる。</p>	2	③	<p>ガイドライン(中間案)に示す、「休養日・活動時間」については、スポーツ障害の防止等の生徒の健全な成長や、時間外労働時間の縮減等の顧問教員の負担軽減の観点から、週休日を休養日として設定しています。</p> <p>競技(種目)によっては、冬季において大会等が設定され、その準備期として、時間をかけた活動が必要になることが考えられます。生徒や指導者の「大会等に向けて頑張りたい」というモチベーションを大切するため、週休日(休日)の活動について、事前計画により校長の承認を得たうえで、校内や家庭へ共有し理解を得ることが必要であると考えます。</p> <p>活動時間については、最新のトレーニング方法等を学ぶことで指導力の向上を図り、活動の質を見直すことが大切です。</p> <p>ガイドラインにおける「休養日・活動時間」については、国の動向も注視しながら、さまざまなご意見を伺い設定しました。</p>
33	2-(3) 休養日・活動時間の設定	P7~ 8 <p>休養日の設定は、生徒、指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図る解決策は必要でなく必須である。毎日継続的におこなうことや活動時間量が多くなることが、部活動の充実や生徒の能力を伸ばすことにつながると、今までは重要視されてきた風潮だったが、自我が芽生え価値観のベースが形成される思春期の生徒の発達段階において、この風潮が、今の日本の働きかたの価値観に大きな影響を及ぼしているのではないかと、関係しているのではないかと考える。</p> <p>今、直面している課題の解決策を具体的に示すことはもちろんのこと、部活動の在り方が、将来の働き方への価値観や考え方につながっていないか、発達面や人格形成といった分野からも実態を検証し具体策を示すべきであると考える。</p>	2	③	<p>生徒の「健全な成長」と教員の「働き方の見直し」の視点も踏まえて、休養日と活動時間を設定しています。これらを含め、適切な部活動の在り方について、引き続き、市町教育委員会および校長会等の関係機関と協議し、ガイドラインに基づく取組を推進したいと考えています。</p> <p>また、部活動指導者研修会等において顧問教員へガイドラインに基づいた取組について指導・助言します。</p> <p>課題解決に向けては、学校だけでなく家庭・地域との連携も大切であり、学校では組織体制等を踏まえ、適切な部活動に向けた運営方針を策定および見直すとともに、その運営方針について家庭・地域とも共通理解を図っていくことが大切であるとと考えています。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
34	2-(3) 休養日・活動時間の設定	P7~ 8 休養日の設定について、高等学校と同じ、1日の休養日を設定するとしていただきたい。 練習内容の軽重で負荷を調整すればよいことで、日常、練習時間を取れない中学生に2日間の休養は多い。(休養日は必要)かえって、生活のリズムが崩れたり生徒指導上の問題も増えるなどのみなす面が大きい。	1	④	ガイドライン(中間案)に示す、「休養日・活動時間」については、教育活動の一環としての部活動において、スポーツ障害の防止等の生徒の健全な成長や、時間外労働時間の縮減等の顧問教員の負担軽減の観点から、週休日を休養日として設定しています。 特に、休養日の設定について、スポーツ医・科学の観点から、中学生の時期は個人差はありますが、呼吸器・循環器系が発達する頃と言われ、このように発育・発達過程にある不安定な時期にオーバーワークにならないよう配慮することが大切であると言われてしています。また、スポーツをする時間が長いほど、肘や膝といった運動器に痛みが伴う割合が高くなるという研究報告(「身体教育医学研究所うんなん」調べ)もあります。 ガイドラインにおける「休養日・活動時間」については、国の動向も注視しながら、さまざまなご意見を伺い設定しました。
35	2-(3) 休養日・活動時間の設定	P7~ 8 教員の勤務形態が基本的に週休2日に設定されていることから考えると、高等学校の部活動休養日についても、中学校と同じ「1週間のうち、2日は休養日を設定する。」を基本とすべきである。	1	③	部活動の休養日や活動時間については、部活動における生徒の健全な成長と教員の負担軽減等のバランスに配慮しながら設定しています。特に、高等学校の部活動では、自身の進路に絡めて活動している生徒もいます。 高等学校の休養日の設定について、「1週間のうち、1日は休養日を設定する。」としていますが、各学校・各部の活動計画で、この日数を超える設定は可能です。
36	2-(3) 休養日・活動時間の設定	P7~ 8 生徒・保護者、教員とその家族の事を考えると、とても良いと思う。休養日と活動時間が具体的かつ現実的な活動時間で、やむを得ない場合の対応も明記されていて、非常によいと思う。現在の三重県の活動時間はあまりにも長く、その背景には行き過ぎた部活指導(生徒は嫌と言えない・断れない)があり、大半の生徒・保護者が負担に思うとともに、勝利至上主義を助長してしまう。また、土日の朝から晩まで活動することにより、勉強時間が確保できない、友人・家族と過ごす時間がない、趣味やボランティアを考える時間もなくなる。長すぎる活動時間は、教員を含め、大半が負担に感じている現状があるので、適切な活動時間での実施を確実に早急に願いたい。また、東海地方をはじめ日本全国でも活動時間を見直し実施しているので、足並みをそろえる意味でも必要だと思う。実際に、ガイドラインの活動時間で取り組むことは可能だと思う。適切な時間で効果を上げることを考えていくことや、試合の日程等も、振替の休養を取ることで解決できると思う。子どもの未来のため、教師を目指す人のため、教員とその家族のため、実施願いたい。	1	②	学校における部活動は、その学校の組織体制、特色、生徒の実態等を踏まえて、主体的に取り組まれるものであり、ガイドラインは、教育活動の一環として行われる部活動を通して、生徒の健やかな成長と指導者である教員の負担軽減の実現に向けた指針となるものです。 学校において、適切な部活動運営が推進されるよう、引き続き、県として、ガイドラインに基づく取組を推進していきます。

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
37	2-(3) 休養日・活動時間の設定	<p>P7~8</p> <p>「休養日の設定」・「活動時間の設定」の内容に反対の立場で意見します。</p> <p>部活動においては、部員とのコミュニケーションの時間を確保することがとても大切である。そのため、クラブノートを活用するなどの工夫を重ねているものの、何よりも重要なのは、「FACE TO FACE」の会話の時間である。活動に集中させつつ、場面に応じて全体に対してだけでなく、個々に直接指導する時間は、絶対に必要である。部活動の運営や部員との人間関係に悩む後輩教員には、「部員全員に対して、必ず毎日一人ずつ声をかけましょう。それが指導者としての第一歩です。」と助言し続けてきた。今回の中間案のように一方的に休養日や活動時間が制限されれば、部員とコミュニケーションの機会が制限されてしまう。そもそも、教員は授業やクラス運営・生活指導が最優先される仕事をしているわけであり、部活動についても無理のない日程設定や時間設定をしている。そうしたフリーハンドな状況を奪われてしまえば、活動も中途半端なものとなり、部員との信頼関係が築けないまま運営しなくてはならないという新たなストレスを生んでしまう。また、天候に大きく左右される屋外スポーツは、ケース・バイ・ケースの日程調整がとても大切である。休養日や活動時間の設定は、状況に応じて臨機応変に対応している(悪天候の場合は中止にするなど)。あらかじめ、機械的に設定されてしまうと、場合によってはボールを使って活動できた日が1週間で1日だけだったということも起こると思われる。</p> <p>「休養日の設定」・「活動時間の設定」については、再考願います。いずれにしても、性急な議論にならぬよう数年間は現場の様子を見守ってほしいと願う。このままでは困るという現状も承知しているので、現場は現場なりに知恵をしぼりつつ、仲間と連帯してより良い方向を見出していきたいと思う。</p>	1	③	<p>休養日・活動時間の設定については、生徒のオーバーワークなどによるスポーツ障害の防止や、顧問教員の時間外労働時間の縮減などの負担軽減等の観点から検討しています。部によって、シーズンの有無等、多様な活動状況があることも考慮しました。屋外の部活動であれば、予定していた活動が悪天候により中止せざるを得ないことも想定されます。</p> <p>活動計画にあたっては、ガイドラインに基づき休養日や活動時間を適切に設定していただきたいところですが、競技の特性等を考慮しつつ、中止になった場合のことも考え計画を立案し、事前に校長の承認を得て活動することは可能であると考えます。</p> <p>ご意見いただいたように、学校(現場)で現在の部活動の状況を振り返り、ガイドラインの趣旨を理解しつつ、適切な運営に向けて柔軟な取組を進めていただくことが大切です。</p> <p>ガイドラインにおける「休養日・活動時間」については、国の動向も注視しながら、さまざまなご意見を伺い設定しました。</p>



番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
38	2-(3) 休養日・活動時間の設定	P7~ 8 <p>ガイドラインの目的は理解できないこともないが、休養日・活動時間の設定については無理がある。</p> <p>この活動量では、依頼演奏やコンクール・コンテストに対して曲が仕上がっていかない。中途半端な状態で、人前で演奏し、何が得られるのだろうか。きちんとしたものをつくっていきたい。「休養日の設定」もあるが、これだけ休んでしまえば、かえって有意義に過ごせられない。休養日が全くないのは疲労はたまるが、何かに打ち込むことはリフレッシュにもなる。部活で自分に向き合い、人と向き合うことが、子どもの成長につながる。これ以上活動時間を減らされたら、それこそ活動の意義を無くしてしまう。ガイドラインで決められてしまえば、全員が集まるということも不可能になってしまう。</p> <p>「平日2時間以内、土日どちらかは休養日」、「休日は4時間以内」、この量では活動が回っていかないのは明らかである。</p> <p>吹奏楽では楽器の種類も多く、約10パートに分かれている。合奏指導もしなくてはいけない。指導者の数も足りないのも明らか。活動時間まで縛られてしまえば、一人ひとりのことを見ることができない。専門の講師をたくさんつけばいいが、金銭的な余裕もない。音楽づくりには時間が必要である。個人での練習時間に、「合わせる」時間も必要である。</p> <p>予算等も減らされているなか、工夫して練習している状況もある。現場の声を聞いて対応してほしい。練習時間が足りないくらいである。</p>	2	③	<p>ガイドライン(中間案)の7ページ「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(2)参加大会等の精選」に示しましたが、部の活動計画を立てるにあたって、大会等の開催時期等を考慮しつつ、参加の有無を見直すことは必要であると考えます。そのうえで、大会等に向け活動時間を延長する場合は、事前の活動計画により、校長の承認を得ることで可能になると考えます。ただし、ガイドラインに基づき、できるだけ同一週に休養日を設定することや、下校時刻を守るなどの配慮は必要です。</p> <p>ガイドラインにおける「休養日・活動時間」については、国の動向も注視しながら、さまざまなご意見を伺い設定しました。</p> <p>平成29年12月に文部科学大臣決定として、「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出され、そのなかで「文化部活動に関しても運動部活動と同様にその在り方等について検討する必要があることから、ガイドラインを作成する等必要な取組を行う。」としていることから、この点についても、国の動向に注視し、必要に応じて、見直していくよう考えています。</p>
39	2-(3) 休養日・活動時間の設定	P7~ 8 <p>「休養日を設定し、生徒、指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図ることは必要です。」というのは、その通りだと思うが、これがなぜ、「1週間のうち、2日は休養日を設定する。(うち、1日は土曜日又は日曜日とする。)」ということになるのだろうかと思ってしまう。</p> <p>生徒の負担軽減という視点で見た際、競技によって、選手の実態によって適切な負荷が変わってくるのに、その実態によらずに画一的な週休日の設定というところが腑に落ちない。</p> <p>現場の指導者に研修と経験を通して学ばせる部分として残しておくべきだと思う。「競技未経験の教員が顧問をしている場合」では、確かに大きな負担となることも考えられるが、教員の負担軽減という視点では、外部指導者の充実が適切なガイドラインになるかと思う。</p> <p>週休日の設定というのは、コスト削減につながるので行政としてはありがたいかと思うが、あまりに現場無視の安易な方針だと思う。部活動に取り組みたい生徒・教員の思いも、大切にしていきたい。</p>	1	③	<p>休養日の設定について、スポーツ医・科学の観点から中学生期において、個人差はありますが、呼吸器・循環器系が発達する頃と言われ、このように発育・発達過程にある不安定な時期にオーバーワークにならないよう配慮することが大切であると言われていました。また、スポーツをする時間が長いほど、肘や膝といった運動器に痛みが伴う割合が高くなるという研究報告(「身体教育医学研究所うなん」調べ)もあり、県では、部活動における生徒の健全な成長と教員の負担軽減等のバランスに配慮しながら、1週間の活動時間の視点も含め、週休日に休養日を設定しています。</p> <p>ガイドラインにおける「休養日・活動時間」については、国の動向も注視しながら、さまざまなご意見を伺い設定しました。</p> <p>ガイドラインに基づき休養日や活動時間を適切に設定していただきたいところですが、競技の特性等を考慮しつつ計画を立案し、事前に校長の承認を得て活動できるなど、柔軟に対応できるようにしています。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
40	2-(3) 休養日・活動時間の設定 ② 活動時間の設定	P8 活動時間の設定については、夏季と冬季で下校時刻が違い、その点についても加味されたい。	1	②	<p>下校時刻については、生徒の安全を最優先に考慮して設定する必要があります。</p> <p>ガイドラインの8ページ「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(3)休養日・活動時間の設定」に、「放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。」と記載しています。</p> <p>大会期等において、練習試合等の取組も考えられます。そのような場合には、事前に活動計画により校長の承認を得るとともに、保護者の理解を得て活動することが可能と考えます。</p>
41	2-(4) 適切な部活動指導に向けた研修の重要性	P9 <p>個人が活かされる組織的な運営と社会参画意識の向上として、生徒個人の尊厳の重要性を守るためにも、人権意識の向上させる必要がある。</p> <p>組織(部活動)を優先する精神論的体育会系なシステムを持つ指導者の意識改革も必要である。指導者の運営法が、旧態的な体育会系のシステムを基本構造であると「生徒の基本的な人権」を無視する傾向があるため研修は重要である。</p> <p>指導者自身の社会参画の重要性として、指導者自身が地域社会に貢献しなければ、指導できないなど、部活動を離れたボランティアを通じて社会参画の重要性を体験しなければならない。そのためにも、時間的な余裕を作らなければならない。</p>	1	③	<p>社会を構成する一人として、学校教育活動の場だけでなく、人権意識を育てていくことは、とても重要なことです。</p> <p>県では教員等を対象とした研修会の実施や人権学習指導資料の配付等により、学校における人権教育の充実を図っているところです。</p> <p>引き続き、部活動の適切な運営に向けて、市町教育委員会等と連携するとともに、部活動指導者研修会等を通じて、顧問教員等へ指導・助言していきます。</p>
42	2-(5) 部活動指導の在り方を見直す ① 部活動の運営	P9～10 <p>「顧問を複数配置することで役割を分担する」ということは、教員の「働き方の見直し」の視点からも、とても有効な手だてだと考える。これを実現していくためには、部活数を減らす必要が出てくる。学校主導で、今ある部活を廃止にすれば、少なからず生徒・保護者からの不満・批判がでることが予想される。学校への信頼を失う事態も予想される。「ガイドライン」に学校規模(教員数)に対する部活数の適正規模を明記し、実効性のあるものになるようにしていく必要があると考える。</p>	1	③	<p>学校における部活動は、その学校の組織体制、特色、生徒の実態等を踏まえて、主体的に取り組みされるものです。</p> <p>学校規模に対する設置部数は、学校の指導体制や活動場所等を考慮し、生徒の思いを可能な限り叶えてあげられるよう、校長のリーダーシップのもと総合的に判断していく必要があると考えます。</p> <p>学校の部活動運営方針については、家庭・地域とも共通理解を図っていくことが大切であると考えます。</p>

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
43	2-(5) 部活動指導の在り方を見直す ② 地域人材の活用	P10 自分の思春期の経験で部活動を指導している指導者が多い実態をどう変えていかも、課題の1つであると考え る。 地域の人材の活用は賛成であるが、外部指導者と顧問教員のコミュニケーションが十分に図られないと、外部指導者の熱意が過剰に高まった場合などに、生徒や顧問教員の負担が増す恐れがある。学校の実態や生徒理解、実態にあった適切な指導や対応をするような養成的な方策が必要であると考え る。	2	①	地域人材の活用にあたって、その指導者には教育活動の一環を担ってもらうことから、当該校の教育方針の理解はもとより、適切な指導を行っていただくため研修の充実を図る必要があります。このことから、ガイドラインでは11ページ「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(5)部活動指導の在り方を見直し ②地域人材の活用」に、「部活動指導員には、指導力向上の観点から、教育委員会や学校が実施する研修(部活動の意義や服務、学校・各部が抱える課題に関する内容等)に、必ず参加するものとする。」と記載しました。
44	2-(5) 部活動指導の在り方を見直す ② 地域人材の活用	P10 部活動指導員の導入について、教員の超過勤務についてももう少し正しい時間を把握し、その超過勤務手当を部活指導員に手当として与える形で予算化していただきたい。教職員についても部活動指導員として手当を受け取るシステムを作り上げることが必要だと思う。予算化して大きく運用するつもりでないと、ボランティアでは教員の負担が増すだけだと考える。	1	③	県においては、部活動指導員の配置に係る経費について、予算化してきました。今後、部活動指導員を配置することにより、教員の負担軽減につながると考えます。
45	2-(5) 部活動指導の在り方を見直す ② 地域人材の活用	P10 外部指導者や部活動指導員について、より効果的な指導を行ったり、教員の負担を減らしたり、できるだけでなく、生徒一人一人により目を配れるようになり、事故等の減少にもつながることも考えられる。また、競技力の向上も期待できる。 積極的に活用していくべきだと思う。	2	①	県では現在、部活動指導の充実等の目的から外部指導者を一部の公立中学校及び県立高等学校へ派遣しているところ です。専門性を有する指導者から、直接、指導・助言を得ることはとても有効です。 県においては、部活動指導員の配置に係る経費について、予算化してきました。今後、部活動指導員を配置することにより、教員の負担軽減につながると考えます。 ガイドラインでは10ページ「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(5)部活動指導の在り方を見直し ②地域人材の活用」に、「県教育委員会等、学校設置者は、学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の時間外労働解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、地域人材の活用に向け積極的に取り組みます。」と記載しました。

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
46	2-(5) 部活動指導の在り方を見直す ② 地域人材の活用	P10  地域によって指導員が確保できないところもあり得る。学校のみならず、県や市町とも連携しながら、人材確保できるようにしてもらいたい。	1	②	人材確保に向けては、適切な指導を行っていただくためにも、学校運営協議会や県及び市町の体育協会、競技団体等と連携を図ることが大切であると考えます。 ガイドライン(中間案)では、「各地域・学校において、学校運営協議会や体育協会、競技団体等と連携を図ることで、専門性を有する指導者の確保につなげる必要があります。」としました。 ガイドラインでは、10ページ「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(5)部活動指導の在り方の見直し ②地域人材の活用」に、「各地域・学校において、学校運営協議会、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等地域のスポーツ団体および各競技団体等と連携を図ることで、専門性を有する指導者の確保につなげる必要があります。」と記載しました。
47	2-(5) 部活動指導の在り方を見直す	P10  人材の活用については、県の方で予算措置されるようお願いしたい。	1	①	現在、県では、「県運動部活動サポーター派遣事業」により、県内公立中・高等学校へ運動部活動サポーター(外部指導者)を派遣しています。 国の学校教育法施行規則改正により、学校への配置が可能となった「部活動指導員」について、配置にあたっては学校の設置者により規則等の整備が必要となります。 県においては、部活動指導員の配置に係る経費について、予算化してきました。今後、部活動指導員を配置することにより、教員の負担軽減につながると考えます。
48	2-(5) 部活動指導の在り方を見直す	P9~10  指導力を高めるための研修会や、顧問の複数配置による役割分担に言及しているが、現場の「人員不足」の改善に切り込まなければ、結局のところ、課題の根本解決にはならないと考える。 活動の安全性を考慮し、現場の教員は可能な限り指導に立ち会っている。出張や会議等で十分な見守りができない状況の打開策として、教員の人員確保のための条件整備の記載を強く求めます。	1	③	国は、部活動の充実と教員の負担軽減に向けた取組として、学校教育法施行規則の一部を改正し、「部活動指導員」の配置を可能としました。部活動指導員の任用については、学校の設置者において規則等の整備が必要となります。 教員の人員確保について、重要な課題であると認識しますが、ガイドラインでは部活動指導員等、地域人材の活用による部活動の充実や教員の負担軽減について記載します。

番号	該当事項(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
49	2-(6) 体罰等の行き過ぎた指導の根絶	P2・11  生徒の健全な成長と、行き過ぎた指導の関連から、「セクハラ」防止の視点を入れるべきである。 合宿と称する、宿泊を伴う家庭を離れた練習や試合を行うこともあるし、治療やマッサージと称した過度の、生徒への身体接触は慎むべきであると思われるため。	1	①	学校教育活動の一環として行われる部活動において、生徒に心身の苦痛を与えたり、生徒の人間性や尊厳を損ねたりするような言動は、決して許されるものではありません。 セクシャルハラスメントやパワーハラスメントと判断される言動等についても、体罰と同じく許されない行為です。 これらの行為については、「体罰等」に含まれるものとして捉えていますが、「2 適切な部活動の運営をめざした指導の在り方」の「(6)体罰等の行き過ぎた指導の根絶」において、「指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。」という記載に修正します。
50	2-(7) 安全管理と事故発生時の対応	P11～17  安全への配慮よりも、過去の経験から指導される教員が多く、熱中症やオスグッド、基礎体力の低下などへの理解がない。また、年齢が高くなるほど危機管理等の研修への参加が少なくなる。全職員への研修が必要である。	1	②	部活動を指導するにあたっては、指導者自身の経験則だけに頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や適切な指導方法を学ぶことで、指導者がより自信を持って指導にあたることができると考えます。 事故等を防ぐためにも、「知識」の蓄積が大切となります。各指導者が、研修会に参加するだけでなく、学んだ内容について、積極的に校内へ還流していただきたいと考えます。 県で実施する部活動指導者研修会等において、引き続き、校内への還流について働きかけていきます。